

「山地災害等の情報提供に関する協定」募集要項

栃木県では、近年多発する山地災害を未然に防止するとともに、減災の取組に役立てるため、団体や事業者の皆様のご協力をいただき、山地災害やその兆候など、山地災害関連の情報をより早く、より広く収集する体制を整備することとしました。

そこで、森林及びその周辺で活動を行う団体や事業者の皆様を対象に、山地災害や治山施設等の異常を発見した場合に県へ情報提供を行う「山地災害等の情報提供に関する協定」の締結先を募集します。

【協定の内容】

- ・協定では、山地災害と思われる状況を発見した場合の県への情報提供に関する事項を定めます。
- ・県は、頂いた情報を基に現地確認等を行い、対策の検討を行う等、山地災害の未然防止及び減災の取組に役立てさせていただきます。

【用語解説】

山地災害：山くずれ、土石流、地すべり等、山地に起因する災害をいいます。

1 受付

随時受け付けいたします。

2 協定の対象者

次のすべてに該当する団体及び事業者の皆様が対象となります。

- 栃木県内に本社、支社又は営業所等があること。
- 栃木県内の森林及びその周辺で事業活動を行っていること。
- 次のいずれにも該当しないこと。
 - ・活動実態が無いもの。
 - ・政治又は宗教活動を主な目的とするもの。
 - ・暴力団員等がその事業活動を支配するもの。

3 協定締結の進め方

- 協定の内容は別紙のとおりです。
- 県内全域を対象に活動を行っている団体及び事業者の皆様は、環境森林部森林整備課技術調整担当まで御連絡ください。
- 各地域で主な活動を行っている団体及び事業者の皆様は、その地域を管轄する環境森林事務所等まで御連絡ください。
- 御連絡をお受け次第、打合せを行い、上記の協定要件を御確認の上、協定締結の手続を進めます。
- 御不明な点がございましたら、環境森林部森林整備課技術調整担当または、環境森林事務所等へお問い合わせください。

お問い合わせ先

事務所	住所	担当課	電話番号 fax 番号	管轄する市町
森林整備課	〒320-8501 宇都宮市塙 1-1-20	技術調整担当 治山チーム	TEL 028-623-3285 fax 028-623-3289	県内全域
県西環境 森林事務所	〒321-1263 日光市瀬川 51-9	森づくり第二課	TEL 0288-23-1003 fax 0288-23-1005	鹿沼市
		森づくり第三課		日光市
県東環境 森林事務所	〒321-4325 真岡市田町 1568	森づくり課	TEL 0285-81-9005 fax 0285-81-9006	宇都宮市、真岡市、上三川町、 益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
県北環境 森林事務所	〒324-0056 大田原市中央 1-9-9	森づくり第二課	TEL 0287-28-9071 fax 0287-23-6366	大田原市、那須塩原市、 那須烏山市、那須町、那珂川町
県南環境 森林事務所	〒327-8503 佐野市堀米町 607	森づくり課	TEL 0283-23-1441 fax 0283-22-5113	足利市、栃木市、佐野市、小山市、 下野市、壬生町、野木町
矢板森林 管理事務所	〒329-2163 矢板市鹿島町 20-22	森づくり課	TEL 0287-43-0427 fax 0287-43-0850	矢板市、さくら市、塩谷町、 高根沢町

(別記様式)

山地災害等の情報提供に関する協定書

栃木県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、山くずれ、土石流、地すべり等、山地に起因する災害及び治山施設等の異常（以下「山地災害等」という。）の情報提供に関し、次のとおり協定を締結します。

（目的）

第1条 この協定は、栃木県内における山地災害等の情報提供について、甲と乙が相互に連携及び協力することにより、山地災害等の情報収集体制を強化することを目的とします。

（実施事項）

第2条 乙は、次に掲げる事項を実施します。

- （1） 山地災害等と思われる状況を発見した場合の甲への情報提供
- （2） 職員等に対する協定目的の周知徹底及び協定事項の実施のために必要な連絡調整

（連絡方法等）

第3条 乙は、山地災害等と思われる状況を発見した場合は、当該森林の所在地を管轄する環境森林事務所等に連絡するものとします。

（秘密の保持）

第4条 甲は、乙の同意を得ないで情報提供した職員等の所属名及び氏名を第三者に提供、及び開示しないものとします。

（経費）

第5条 この協定に基づき、甲及び乙が実施する事項に要する経費は、甲及び乙がそれぞれ負担するものとします。

（広報・宣伝）

第6条 甲は、乙がこの協定について乙のための広報宣伝活動に活用することを妨げません。

（補償）

第7条 甲は、乙が行う活動により発生した事故等に対し責任を負わないものとします。

（協定の解除）

第8条 甲又は乙は、この協定を解除する場合は、甲乙協議の上、決定するものとします。

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上、決定するものとします。

以上のとおり協定した証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有します。

平成 年 月 日

甲 宇都宮市埴田1丁目1番20号
栃木県知事

乙 (所在地)
(名称)
(代表者氏名)